

# 茨城県落書き除去ボランティア支援制度実施要項

第1条 この要項は、茨城県が管理する道路における落書き除去ボランティア活動を支援するため、予算の範囲内で行う落書き除去ボランティア支援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要項により、支援する内容は次のとおりとする。

- (1) 活動に必要な消耗品（塗料、刷毛、軍手等）の支給又は貸与
- (2) 傷害保険への加入

第3条 落書き除去ボランティアを実施しようとするときは、落書き除去ボランティア申込書（様式第1号）及び落書き除去ボランティア参加者名簿（様式第2号）を提出するものとする。

また、活動に要する消耗品等が必要なときは、落書き除去ボランティア活動に要する消耗品の支給申請書（様式第3号）を提出するものとする。

第4条 前条の申し込みが適当と判断した場合、土木（工事）事務所長・工務所長は傷害保険の加入手続きを行った後、消耗品等を支給する。

第5条 作業終了後は、速やかに事務所立会のもとに支給した消耗品の残りを回収するものとする。

第6条 この要項に定めのない事項については、別途関係者が協議して定めるものとする。

付 則

この要項は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。